

問い合わせ先:市民課 ワンストップ窓口推進担当
担当者:松尾、坂田、石橋
連絡先:0944-64-1513(直通)

おくやみ手続きのサポートを開始

「どこに行けばいいかわからない・・・」「何度も同じことを書かなければならない」など、大切な方を亡くされたご遺族の負担を少しでも軽減できるよう、市役所での死亡後の手続き方法を見直し、届出書を簡素化します。

【開始時期】 5月1日(月曜日)～

【おくやみ手続きの流れ】

① 「おくやみ手続きハンドブック」の配布

おくやみに関連した手続きを案内する「おくやみ手続きハンドブック」を作成しました。死亡届提出の際にお渡しして、必要な手続きや窓口をご案内します。



② 基本情報シートの準備

亡くなった方の情報などを記入する「基本情報シート(※1)」を事前にご準備頂くと、当日のお手続きの時間短縮となります。



簡素化のポイント!

③ 「市役所での手続き」

- ・ まず本庁市民課または支所市民サービス係へおいでください。
- ・ 亡くなった方や届出人の情報など、基本情報が印字された届出書をお渡ししますので、何度も同じことを書く必要がなくなります。

※ 1 「おくやみ手続きハンドブック」・「基本情報シート」は、市の公式 HP にも掲載しています。



<参考>

- ※ 令和 4 年度死亡届件数:615 件(10 年平均 580 件)
- ※ 5 月 1 日から死亡後手続きを簡素化する届出 24 届(順次拡大)